

## ○光市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成 16 年 10 月 4 日

規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、光市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 16 年光市条例第 7 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第 2 条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書(様式第 1 号)を提出しなければならない。また、申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書(様式第 2 号)を提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して会派解散届(様式第 3 号)を提出しなければならない。

(交付決定)

第 3 条 市長は、毎年度前条第 1 項の規定により申請があった各会派について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に政務活動費交付決定通知書(様式第 4 号)により通知するものとする。

(交付請求)

第 4 条 会派の代表者は、政務活動費の交付日の 15 日前までに、市長に対し政務活動費交付請求書(様式第 5 号)を提出するものとする。

(収支報告書及び写しの送付)

第 5 条 条例第 7 条の規定による政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)は、政務活動費収支報告について(様式第 6 号)によるものとする。

2 議長は、前項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等)

第 6 条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、収支報告書に添えて議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の証拠書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

附 則

この規則は、平成 16 年 10 月 4 日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 63 号)

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年規則第 38 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年規則第 1 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の光市政務調査費の交付に関する条例施行規則第 2 条から第 4 条まで及び第 6 条の規定に基づき提出されている政務調査費交付申請書、政務調査費交付変更申請書、会派解散届、政務調査費交付決定通知書、政務調査費交付請求書及び政務調査費収支報告については、この規則による改正後の光市政務活動費の交付に関する条例施行規則第 2 条から第 5 条までの規定に基づく政務活動費交付申請書、政務活動費交付変更申請書、会派解散届、政務活動費交付決定通知書、政務活動費交付請求書及び政務活動費収支報告についてとみなす。

様式第 1 号(第 2 条関係)